

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

#### いつまでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち

本町の総人口は減少傾向にありますが、高齢者人口および高齢化率は増加しており、この傾向は今後も続くと予測されます。

一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者本人の意思として、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けたいという思いや願いがあります。しかし一方で、家庭や地域で支える力が非常に弱くなり、介護の担い手となる生産年齢人口が減少しているのが現状です。

このことから、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年に向けて、超高齢社会をより活力あふれるものとしていくためには、すべての高齢者が生涯にわたって、住み慣れた住まいや地域で、多様な主体が支え合いながら、生きがいを持って暮らし続けるとともに、積極的に社会参加して、主体的に活躍できる地域社会を目指すことが必要です。

介護保険法で定めている基本指針では、第6期（平成27年度から平成29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、令和7年までの各計画期間を通じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療と介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するとともに、令和22年を見据え、第8期計画の目標を設定し取組を進めることを求めています。

そのため、本計画の基本理念は、これまでの基本理念である「いつまでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち」を継承し、地域共生社会の実現を念頭に置きながら、積極的な計画の推進に取り組んでいきます。

- 高齢者が、地域に溶け込むことのできるまち。
- 高齢者が、これまでの人生で培った知識・経験・技術を活かして、地域で、いきいきと過ごすことのできるまち。
- 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるまち。
- お互いを認め合い、支え合って、生きてゆくまち。
- 地域全体が高齢者を支え、輝き続けるまち。

## 第2節 地域包括ケアから地域共生社会の実現に向けて

少子高齢化や核家族化の進展などにより、地域の助け合いや家族の支え合いなど、お互いを助け合う機能が弱まってきているといわれています。近年は、様々な社会保障制度が、この支え合い機能の一部を代替してきましたが、ゴミ屋敷問題や8050問題など、昨今の地域の課題は複雑化・複合化してきています。

こうした地域の課題の解決のため、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現していくことが求められています。

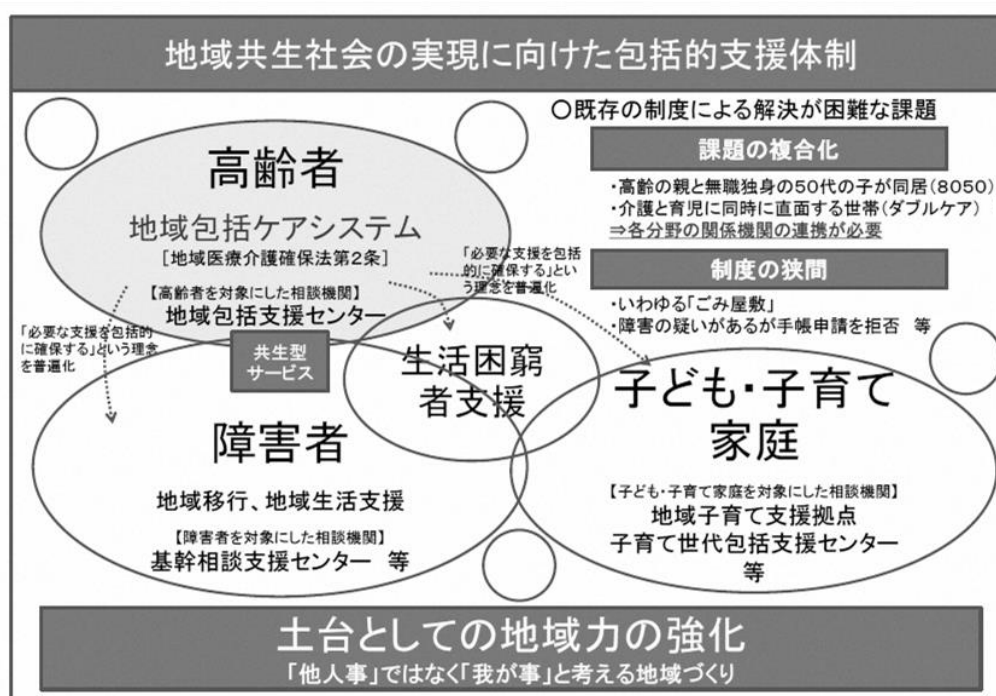
具体的には、地域共生に必要な要素として、国からは属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、社会とのつながりや参加を支援する機能、地域づくりをコーディネートする機能という3つの機能が示されています。

本町としても、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年を見据えて構築してきた地域包括ケアシステムの考え方を発展させ、地域に暮らす人たちが受け手と支え手に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりを進めていきます。

## ■地域包括ケアシステムと包括的な支援体制の関係性

地域包括ケアシステムは、高齢者が病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるための体制づくりとして、高齢者分野で掲げられたものですが、その基本的な考え方は、支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりにあります。

社会福祉法や地域共生社会の実現のために触れられている包括的な支援体制と、地域包括ケアシステムなどの関係性については、次のように整理されています。



資料：厚生労働省

つまり、包括的な支援体制とは、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。

そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

## 第3節 基本目標

### 1 自立支援、重度化防止の推進

高齢者にとって、地域での活動など、活発に社会参加することの重要性は広く知られるようになりました。こうした活動には、特に介護状態とならないための一般介護予防事業なども含まれ、社会参加することにより、いきがいや介護予防につながるだけでなく、介護保険料を抑制することにもつながります。

町でも地域の課題を分析し、自立支援や介護予防を推進することで高齢者が自分の力に依って自立した生活を送れるよう取り組みます。加えて、保健事業と介護予防を一体的に実施する庁内外の連携体制を構築し、疾病予防・重度化防止を目的とした保健事業の連続性を保つ取り組みを検討していきます。

### 2 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けて、8050問題や介護と育児のダブルケアなど一つの世帯において複数の課題が存在している状態を、包括的に受け止め継続的な伴走的支援を行っていく体制を構築していくことが必要になります。

地域包括ケアシステム構築の中核的な役割を果たしてきた地域包括支援センターの相談窓口機能をさらに充実し、包括的な支援体制の足掛かりを築くことが非常に大切です。

町でも、その機能強化を図るため、人員の確保や質の向上に取り組みます。

### 3 在宅医療・介護体制の強化

できる限り住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できることは高齢者の暮らしにとって大きなテーマです。

町でも、医療・介護を切れ目なく提供できるよう、関係機関との連携を図り、地域における医療や介護の資源や住民のニーズ把握などを通じて課題の抽出や解決策を検討するなど、取り組みます。

## 4 認知症施策の推進

認知症の人の割合は増加の傾向にあり、介護保険制度等でも対応を図ってきました。

今後は、国の「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、認知症の人やその家族の視点を意識しながら、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会の実現を目指す必要があります。

町でも、認知症に対する早期の対応や地域での生活を支える人材育成、本人を支える家族の支援など、本人や家族の意思が尊重される施策の推進に努めます。

## 5 高齢者の社会参加機会の充実

高齢期においても働き、楽しみ、地域社会に貢献する等、様々な形で活躍する方が増えています。国の掲げる「地域共生社会」においても、高齢者には活動を推進していく重要な役割が期待されています。こうした動きが加速することで、これまでサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性も変化し、「支える側」でもあるし「支えられる側」でもありえるという意識が醸成されます。

町でも、高齢者自らが生きがいを持ちながら、様々な機会を通じて支援し合うことができるよう、主体的に活動（趣味・就業等）できる機会の確保に取り組みます。また、就労活動支援コーディネーターの配置に向けた検討を進めます。

## 第4節 計画の成果指標

本計画では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みを推進するために地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する評価及び評価結果を公表するよう努める必要があります。

ここでは、基本目標ごと成果指標を設定しました。

基本目標に連なる各取組の整合性を図り、効率的な計画推進を行うために、関係部署等との連携を密にし、情報や目的を共有しながらPDCAサイクルを活用した進行管理を行うことで、より効果的な計画の推進を図ります。

指標	現状	目標
<b>1 自立支援、重度化防止の推進</b>		
○一般介護予防事業（通いの場含む） 参加者数（延べ人数）/年	2,431人/年	3,000人/年
○要介護認定率の第7期実績維持	15.0% (令和2年9月末現在)	維持 (令和5年9月末比較)
<b>2 地域共生社会の実現</b>		
○高齢者ニーズ調査 「家族や友人・知人以外の相談相手」 について『そのような人はいない』 の減少	34.9%	30%以下
<b>3 在宅医療・介護体制の強化</b>		
○高齢者ニーズ調査 「在宅医療（訪問診療）の希望」 について『はい（希望する）』 の増加	71.7%	75%以上
<b>4 認知症施策の推進</b>		
○高齢者ニーズ調査 「認知症に関する相談窓口」 について『はい（知っている）』 の増加	23.1%	30%以上
<b>5 高齢者の社会参加機会の充実</b>		
○高齢者ニーズ調査 「地域づくりを進める活動への参加 意向」について『参加意向者あり』 の増加	50.6%	55%以上